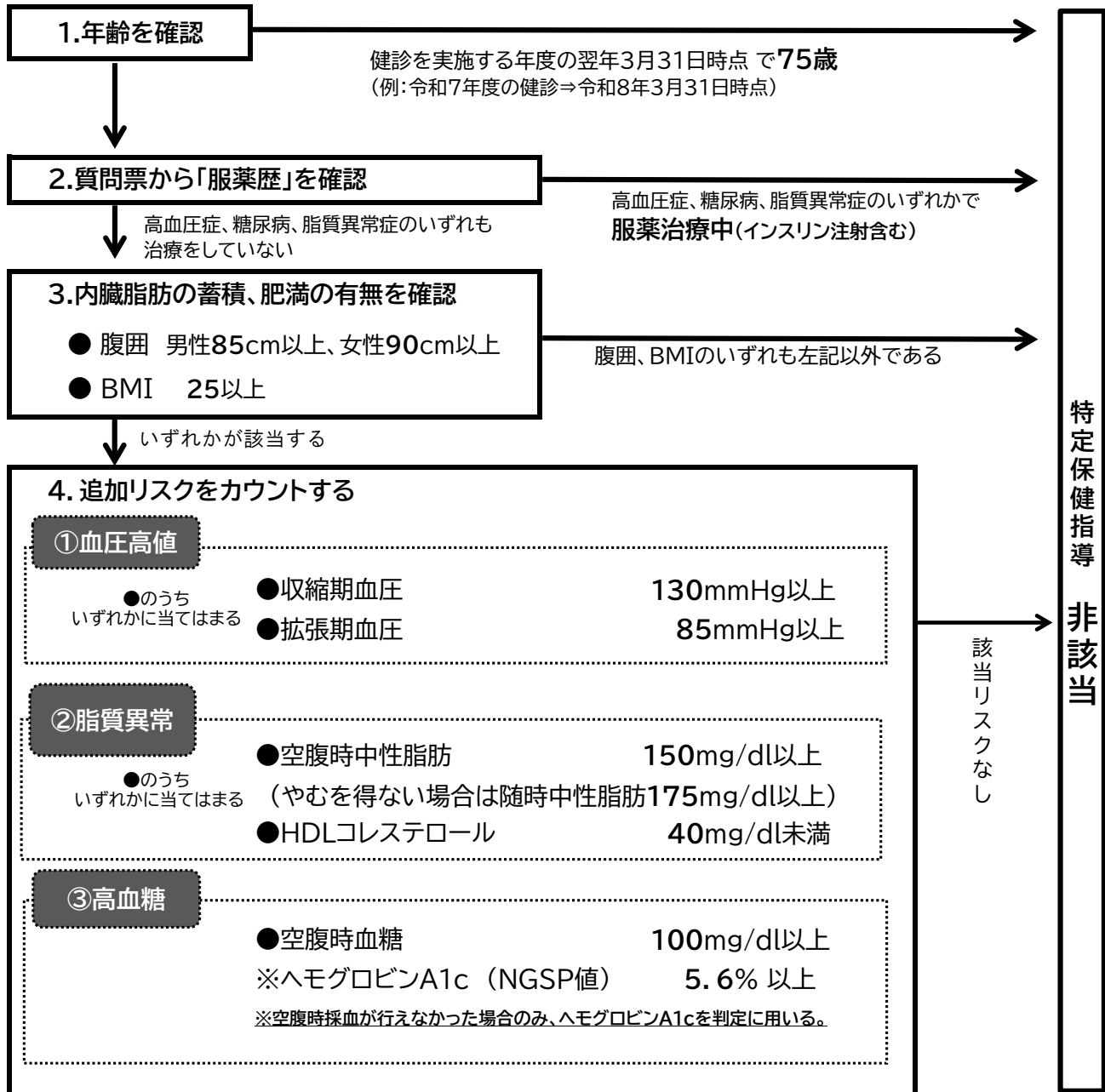


久留米市国保 特定保健指導対象者判定基準



↓ 該当リスクあり

特定保健指導 対象

5. 判定

喫煙あり… 「最近1か月間吸っている」 かつ
「生涯で6か月間以上吸っている または 合計100本以上吸っている」
喫煙なし… 上記以外

※健診を実施する年度の
翌年3月31日時点の年齢
(実施時点の年齢ではない)

3. 内臓脂肪の蓄積・肥満の有無	4. 追加リスク	喫煙	年齢	
	①血圧高値②脂質異常③血糖高値		40～64歳	65～74歳
腹囲が基準値以上 【腹囲】 男性 85cm以上 女性 90cm以上	2つ以上該当	不問	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり		
		なし		
上記以外で BMI 25以上	3つ該当	不問	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり		
	1つ該当	なし		
		不問		

特定健康診査から特定保健指導の流れ

特定保健指導
レベル判定



特定健康診査 受診

特定保健指導対象者の抽出

健
診

特定保健指導 受託機関

未受託機関



- ・「特定保健指導利用勧奨チラシ」を用いて保健指導の利用を勧奨
- ・保健指導利用希望者を市へつなぐ健康推進課へ連絡後下記2点を郵送
 - ①特定保健 指導利用希望報告
 - ②特定健康診査受診結果通知表のコピー

特定保健指導 実施

積極的支援

動機付け支援

初回面接(対面20分以上)

専門的な知識・技術を持った者(医師・保健師・管理栄養士等)の支援で、対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を立てる。

【積極的支援の評価】

健診当日の初回面接:20P

健診後1週間以内の初回面接10P

上記以外はポイントなし

継続的支援

専門職等の支援の下、目標達成に向けた行動を支援。

・面接10分以上:70P

・電話5分以上:30p

・メール1往復:30p

※部分委託の場合は市が実施

3か月後～

実績評価

専門職等により行動目標の達成状況を評価する。

【積極的支援の評価】

※合計180p以上必要

－2kg－2cm達成:180P

－1kg－1cm達成:20P

食習慣の改善 :20P

運動習慣の改善:20P

喫煙習慣の改善:30P

休養習慣の改善:20P など

※未実施の場合
市より保健指導
の利用勧奨



保
健
指
導